

## 第3次米原市環境基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

- (1) 目的 この要領は、米原市が「第3次米原市環境基本計画策定支援業務」を委託するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。
- (2) 業務名 令和8年度 米産業政策第9号 第3次米原市環境基本計画策定支援業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日の7日以内から令和10年(2028年)3月27日まで  
なお、履行期間内に提出を求める成果物等の納期限は、協議により別途定める。

### 2 業務に要する費用（提案限度額）

総額 17,999,300円（消費税および地方消費税を含む。）

【内訳】	令和8年(2026年)度	5,399,900円
	令和9年(2027年)度	12,599,400円

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（提案限度額）を超過した場合は失格とする。

※ 総額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等、業務に係る必要な経費を全て含めるものとする。

※ 支払については、各年度業務完了後の一括支払とする。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。
- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 過去5年間(令和3年度～令和7年度)において、本市以外の自治体における「環境基本計画」または「地球温暖化対策実行計画」の策定支援実績があること（業績を示す書類を提出）。

#### 4 説明会

説明会は実施しない。

#### 5 質問の受付および回答

- (1) 提出期限：令和8年6月26日（金）午後3時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
  - ※ 提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。
  - ※ 上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しないこととする。
- (3) 回答期限：受付から随時回答するものとし、令和8年7月3日（金）までとする。
- (4) 回答方法：米原市公式ウェブサイトにおいて随時公開する。

#### 6 参加申込書・企画提案書等の作成および提出

##### (1) 提出書類および必要部数

① 公募型プロポーザル参加申込書（様式2） 原本1部

② 各種調書および企画提案書等 原本1部、副本9部

ア 会社概要書（任意様式）

イ 業務実績調書（様式3）

ウ 業務実施体制調書（様式4）

※ 担当予定者の経歴（任意様式）を必ず添付してください。

エ 管理責任者調書（様式5）

オ 企画提案書（任意様式） 企画提案書作成要領のとおり

※ 企画提案書の様式は自由とするが、別紙「第3次米原市環境基本計画策定支援業務仕様書」を踏まえ、企画提案書作成要領に基づき提案すること。

※ 脱炭素・温暖化対策に属する提案に偏ることなく、本市の地域特性を踏まえた米原らしい環境基本計画となるよう留意すること。

カ 業務工程表（任意様式）

キ 参考見積書（任意様式） 原本1部

※ 参考見積書の金額が業務に要する費用（提案予定額）を超過した場合は失格とする。

※ 見積価格については、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費を含むものとする。

また、総額と年度ごとの内訳（令和8年度・令和9年度）を記載するとともに、積算内訳（仕様書の業務内容の項目等）を記載または添付してください。

消費税については課税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税相当額を含む金額とすること。

##### (2) 企画提案書作成要領

提出書類	留意事項
公募型プロポーザル参加申込書（様式2）	押印省略可とする。
業務実績調書（様式3）	過去5年（令和3年度～令和7年度）以内の自治体の主な実績を記入すること。
業務実施体制調書（様式4）	本業務に関わる者（予定）について、分担する業務内容等を記入すること。 担当予定者の経歴（任意様式）を必ず添付してください。

管理責任者調書（様式5）	本業務の管理責任者（予定）1人の実績、手持業務、経歴等を記入すること。
企画提案内容（任意様式）	<p><b>ア 業務全般に関する取組方針</b>  企画提案の全体概要や委託業務の実施方針、計画策定において留意すべき事項について記載すること。  また、提案内容全般に係るアピール点（事業の実現性および事業効果を高めるための工夫や独自提案等）があれば記載すること。</p> <p><b>イ 米原市の現況整理</b>  地域の現状、環境の概況、地域のニーズ、市民等の意識を収集するための調査方法や収集する調査データ項目等について、提案内容を記載すること。</p> <p><b>ウ 米原市の環境に関する課題整理</b>  環境に関する現状を整理した上での、問題点や課題を記載すること。また、評価方法についての考え方を記載すること。</p> <p><b>エ 環境基本計画の基本的方針および目標、事業メニューの検討</b>  ウの課題等を踏まえて、米原市において基本的方針として捉えるべき事項、目標として用いるべき指標、特に重要だと想定される施策について、提案内容を記載すること。なお、提案に当たっては、本市の自然環境、生物多様性、脱炭素・循環型社会、水環境等の保全および活用の視点を含めること。</p> <p><b>オ その他独自提案</b>  上記に示す内容のほか、本市の地域特性を踏まえた独自性のある施策提案があれば記載すること。</p> <p><b>カ 業務の執行体制</b>  業務の実施に係る主任および副主任などの人員体制や組織の構成、担当者の有する資格等について記載すること。</p> <p><b>キ 同種業務の受託実績や環境基本計画等の策定に対する精通度</b>  過去5年間において、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画等の策定など、提案を行う法人および担当者において、環境に対する現状分析や課題解決策等に対する精通度を示す事項があれば記載すること。</p>
業務工程表（任意様式）	本業務を円滑に遂行するための工程表について作成すること。

(3) 提出期限等

① 提出期限：公告日の翌日から令和8年7月10日（金）午後3時まで（必着）

② 提出場所：米原市役所本庁舎3階 経済環境部 産業政策課

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

③ 提出方法：持参または郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) その他

- ア 用紙サイズはA4判とし、縦左綴じとする（片面印刷とし、A3判はA4サイズに折り込むこと）。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提出書類の作成および提出に要する費用については、提出者の負担とする。
- エ 参加申込書および企画提案書等の提出は、1者につき1件とする。
- オ 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。
- カ 提出書類は、委託業者の選定および特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- キ 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更を認めない。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

- ア 提出された公募型プロポーザル参加申込書および企画提案書等を書類審査し、参加資格を有すると認められる応募者を提案者候補として選定する。
- イ 米原市建設工事等契約審査会において提案者を選定します。  
実施日：令和8年7月21日（火）

(2) 第2次審査（プレゼンテーションおよびヒアリングによる審査）

- ア 第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、8に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定し、優先交渉権者とする。併せて次点交渉権者を選定する。
- イ 提案者が1者の場合においても、第2次審査は実施する。ただし、合計評価点が満点の6割に満たない提案者は、受託者として特定しない。
- ウ プレゼンテーションに使用する機材は提案者が準備すること。スクリーンについては、市において準備する。
- エ プレゼンテーションおよびヒアリングの参加者は、本業務従事予定者を含め3人までとする。
- オ 1者のプレゼンテーションの持ち時間は、説明15分以内、ヒアリング20分以内の合計35分以内とする。

実施日：令和8年8月5日（水）予定

実施場所：米原市役所本庁舎4階 会議室4B 予定

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選定された者のみプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する旨を通知することとする。

イ 第2次審査

審査結果を書面により提案者全員に通知する。

## 8 審査基準および配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

評価項目	評価基準	評価点数
業務実績調書	本業務に類する業務の実績を十分に有しているか。	5
業務実施体制調書	業務を効率的かつ円滑に進める体制が取られているか。	5
企画提案書	①米原市の地域特性の理解度	15
	②自然環境・生物多様性への配慮	10
	③脱炭素・温暖化対策の専門性	10
	④実態把握・現状分析・課題整理の妥当性	15
	⑤計画策定手法	15
	⑥独自提案・創意工夫	10
業務工程表	業務実施の工程に無理がなく、適切なスケジュールが設定されているか。	5
参考見積書	見積価格は適正であるか。	10
合 計		100

## 9 日程

公告	令和8年6月15日（月）
質問受付期限	令和8年6月26日（金）午後3時まで
質問回答期限	令和8年7月3日（金）まで
企画提案書等の提出期間	公告の翌日から令和8年7月10日（金）午後3時まで
第1次審査	令和8年7月21日（火）
第1次審査結果通知	令和8年7月23日（木）【予定】
第2次審査	令和8年8月5日（水）【予定】
結果通知	令和8年8月中旬【予定】
契約締結	令和8年8月中旬【予定】

## 10 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2に定める業務に要する費用（提案限度額）を超過したもの

## 11 契約

優先交渉権者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行います。その際には、特定された者はあらためて見積書を提出すること。ただし、契約協議が不調に終わった場合は、次点交渉権者と同様の協議を行うものとする。

## 12 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めない。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「実務実施体制調書」に記載した配置予定の管理技術者および担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、米原市と協議の上、決定するものとする。

- (6) 米原市情報公開条例（平成17年米原市条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、企画提案書の提出期限までにあらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

### 13 担当部署（提出・問合せ先）

米原市役所 経済環境部 産業政策課

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

電話：0749-53-5112 FAX：0749-53-5139

電子メールアドレス：kankyohozen@city.maibara.lg.jp